

三原市立南方小学校 不祥事防止委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原市立南方小学校校務運営規定に基づき、不祥事防止委員会の設置について必要な事項を定める。

(役割)

第2条 この委員会は、教職員の規範意識を高揚し、学校組織として不祥事の防止と不祥事根絶の風土づくりを推進し、不祥事を未然に防止することを目的とする。

(構成)

第3条 不祥事防止委員会は次の委員を持って構成する。ただし、特に必要と認める時には、他に関係者の出席を求め、報告を受け、又は意見を聞く。

- ・校長 ・教頭 ・教務主任・生徒指導担当
- ・体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口担当職員（1名以上）

(秘密の保持)

第4条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(委員会)

第5条 1 委員会は、月に1回以上開催することを原則とする。
2 委員会は、校長が招集し、主宰する。
3 校長は、必要に応じ、本校の職員に委員会の運営を補佐させることができる。

(業務内容)

第6条 委員会は、不祥事に係わる次の業務を遂行する。

- (1) 不祥事防止に係わる研修計画の作成
- (2) 研修プログラムの企画・立案・実施
- (3) 「体罰・セクハラ相談窓口」との連携
- (4) 児童個々の状況把握
- (5) 教職員個々の状況把握

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、不祥事防止委員会の運営等に関して必要な事項は、校長が定める。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。